

従業員50人未満の  
事業者の  
皆さま

従業員の  
健康管理…  
具体的には  
何をすれば  
いいの？



持病を  
持つ従業員に  
事業者として  
どんな配慮が  
必要？

メンタル  
ヘルス不調者  
や休職者への  
サポートは？



# 健康のプロ そのお悩み…**保健師が解決！**

保健師が事業場に訪問し、従業員の健康を無料サポート

併せて  
健康講話の  
実施も可能

事業者及び従業員の  
健康相談対応

健康診断結果に基づく  
保健指導

メンタルヘルス  
相談対応

申し込み  
・  
問い合わせ先



独立行政法人労働者健康安全機構

広島産業保健総合支援センター

〒730-0011 広島市中区基町11-13 合人社広島紙屋町アネクス5階

☎: 082-224-1361 📠: 082-224-1371

平日(祝祭日除く月～金) 8:30～17:15

✉: info@hiroshimas.johas.go.jp

詳しくは、ホームページへ

広島産保

検索

<https://www.hiroshimas.johas.go.jp>

